

# 国民年金法施行規則の一部を改正する省令の概要(案)

- 特定事由に係る申出等の承認基準を定めるため、国民年金法施行規則（昭和35年厚生省令第12号）の一部を改正し、以下の事項を定める規定を新設する。

## 1. 承認の基準

- ① 被保険者又は被保険者であった者（以下「被保険者等」という。）による附則第9条の4の7第1項に規定する申出、第9条の4の9第1項に規定する申出、第9条の4の10第1項に規定する申出及び第9条の4の11第1項に規定する申出（以下「特定事由に係る申出等」と総称する。）に係る承認の基準は、当該特定事由に係る申出等に係る事実が社会通念に照らして不合理でなく、疎明（※）されたと認められることとする。

※疎明…一応確からしいという推測を得させる程度の挙証をいう。

- ② 疎明の認定については、機構は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。ただし、周辺事情（特定事由に係る申出等に理由があると認める判断に資する事情をいう。以下同じ。）が存在するときは、当該周辺事情を勘案して認定するものとする。
- 一 特定事由に係る事実について、申出者から提出された資料、機構等（機構その他の国民年金法の規定に基づいて国民年金の事務を行うべき者をいう。以下同じ。）が保有する資料又は国民年金原簿により確認できる場合
  - 二 前号に掲げる場合のほか、特定事由に係る事実について関連資料（特定事由に係る申出等に係る事実があったことを推測するに足る資料をいう。以下同じ。）が存在し、かつ、機構において当該関連資料に反する事実を明らかにすることができない場合

## 2. 機構による関連資料の収集等

機構は、上記②の疎明の認定に際しては、関連資料であつて機構等が保有すると思料されるものを積極的に収集するよう努めるとともに、被保険者等が適切に特定事由に係る申出等を行うことができるよう、被保険者等に対し助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- なお、申出の手続（申出書の記載事項等）については、別途省令改正し、定めることとする。